



鳥取県公報

平成18年5月2日(火)
第7783号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生産事業者の登録の失効 (337) (八頭総合事務所農林局) 1
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (338) (中部総合事務所福祉保健局) 1
	結核予防法による医療機関の指定 (339) (倉吉保健所) 2
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (340) (＃) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (341) (食の安全・くらしの安心推進課) 2
	公共測量の実施 (342) (耕地課) 3
	国土調査法による事業計画の決定 (343) (＃) 3
公 告	平成18年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度及び資格免許職) の実施 (人事委員会事務局任用課) 4
	平成18年度鳥取県警察官採用試験 (大学卒業程度) の実施 (＃) 8

告 示

鳥取県告示第337号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第14条第1項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成18年5月2日

鳥取県八頭総合事務所長 能 登 克 浩

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
69	藤原 忠雄	八頭郡八頭町佐崎 779	幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	藤原忠雄苗畑	八頭郡八頭町佐崎
73	倉見 徳雄	八頭郡八頭町三浦 234	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	倉見徳雄苗畑	八頭郡八頭町三浦 八頭郡若桜町大字 諸鹿

鳥取県告示第338号

障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指

定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成18年5月2日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人三朝町社会福祉協議会	東伯郡三朝町大字横手50 - 4	社会福祉法人三朝町社会福祉協議会指定居宅介護事業所	東伯郡三朝町大字横手50 - 4	居宅介護、外出介護	平成18年5月1日

鳥取県告示第339号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年5月2日

鳥取県倉吉保健所長 平 賀 瑞 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
吉田医院	東伯郡湯梨浜町大字泊750	平成18年5月1日

鳥取県告示第340号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年5月2日

鳥取県倉吉保健所長 平 賀 瑞 雄

名 称	所 在 地	辞退年月日
吉田医院	東伯郡湯梨浜町大字泊750	平成18年4月30日

鳥取県告示第341号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

実施区域	実 施 期 日	実施時間	実 施 場 所
米子市	平成18年6月8日(木)	午後1時から 午後3時まで	米子市夜見町1679 - 11 米子市夜見公民館
"	平成18年6月9日(金)	午前10時から 正午まで	米子市彦名町2850 - 2 米子市彦名公民館
"	"	午後1時から 午後3時まで	米子市大崎1466 - 4 米子市崎津公民館
"	平成18年6月12日(月)	"	米子市和田町1829 - 1 米子市和田公民館
"	平成18年6月13日(火)	午前10時から 午後3時まで	米子市富益町788 米子市富益公民館
"	平成18年6月15日(木)	午後1時から 午後3時まで	米子市大篠津町1619 米子市大篠津公民館
"	平成18年6月16日(金)	午前10時から 正午まで	米子市榎原1356 - 1 米子市尚徳公民館
"	"	午後1時から 午後3時まで	米子市蚊屋291 - 1 米子市巖公民館
"	平成18年6月27日(火)	午後1時から 午後3時まで	米子市夜見町3001 - 6 鳥取県計量センター米子検査場
"	平成18年7月3日(月)から同月31日(月)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から 午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課計量担当

鳥取県告示第342号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成18年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)
- 2 作業期間 平成18年5月1日から平成19年3月30日まで
- 3 作業地域 米子市及び境港市

鳥取県告示第343号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成18年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成18年5月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
鳥 取 市	鳥取市正蓮寺、雲山、大杓、新、面影一丁目、面影二丁目、国府町神垣、福部町左近、福部町蔵見、河原町郷原、河原町山手、用瀬町別府、気高町日光、気高町下坂本及び鹿野町乙亥正の各一部	平成19年3月31日まで	8.09
米 子 市	米子市淀江町稲吉の一部	〃	0.50
倉 吉 市	倉吉市福守、不入岡、西倉吉町、秋喜、秋喜西町、国府、福光、関金町堀及び関金町明高の各一部	〃	1.84
岩 美 町	岩美郡岩美町大字陸上及び大字浦富の各一部	〃	1.03
若 桜 町	八頭郡若桜町大字赤松、大字来見野及び大字諸鹿の各一部	〃	0.50
智 頭 町	八頭郡智頭町大字大背の一部	〃	0.70
八 頭 町	八頭郡八頭町清徳及び茂谷の全部並びに八頭郡八頭町山路、西谷、見槻、山上、大坪及び志子部の各一部	〃	5.82
三 朝 町	東伯郡三朝町大字鎌田、大字余戸、大字片柴、大字吉田、大字下谷、大字福田、大字坂本、大字高橋及び大字東小鹿の各一部	〃	2.64
湯 梨 浜 町	東伯郡湯梨浜町大字宮内、大字藤津、大字野方、大字白石、大字方地、大字漆原、大字北福、大字門田、大字佐美及び大字埴見の各一部	〃	2.95
琴 浦 町	東伯郡琴浦町大字赤碕及び大字八橋の各一部	〃	0.39
北 栄 町	東伯郡北栄町曲、土下、北条島及び国坂の各一部	〃	1.06
大 山 町	西伯郡大山町前、豊房、下市、松河原、長野、下甲、赤坂、殿河内、高橋、上市、退休寺及び住吉の各一部	〃	3.38
南 部 町	西伯郡南部町猪小路、原、天萬、宮前、諸木、田住及び朝倉の各一部	〃	2.84
伯 耆 町	西伯郡伯耆町小林、真野、福岡原、久古、父原及び古市の各一部	〃	1.38
日 南 町	日野郡日南町三栄、阿毘縁及び花口の各一部	〃	12.97
日 野 町	日野郡日野町久住の一部	〃	0.55
江 府 町	日野郡江府町大字貝田及び大字武庫の各一部	〃	1.53

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成19年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成18年5月2日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

- 1 試験の名称
平成18年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度及び資格免許職）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事務	法律・経済コース	10名程度
	文化芸術コース	1名程度
	国際コース	1名程度
	環境コース	1名程度
社会 福祉	福祉コース	1名程度
	心理コース	1名程度
総合化学		1名程度
獣医師		2名程度
薬剤師		2名程度
農業		1名程度
林業		1名程度
土木		3名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

- 3 対象となる職
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職等

- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額170,200円のほか諸手当が支給される。
なお、この給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成17年鳥取県条例第44号）第7条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は、165,094円である。

- 5 受験資格
受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。
 - ア 獣医師 昭和31年4月2日以降に生まれた者
 - イ 薬剤師 昭和46年4月2日以降に生まれた者
 - ウ ア及びイに掲げる職種以外のもの 昭和46年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
- (2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
事務 (国際コース)	次の要件をすべて満たす者であること。 (1) 海外に生活の拠点を置いて、次のいずれかの国際経験（その期間が1年以上連続したものに限る。）を有すること。ただし、国家公務員及び地方公務員としての経験並びに海外の大学等への留学の経験を除く。 ア 青年海外協力隊等を通じた海外における協力活動その他の海外におけるボランティア活動 イ 民間企業等での海外における業務 ウ 通訳業務 (2) 英語、中国語（北京語に限る。）又は韓国・朝鮮語のうちいずれかの外国語に

	ついて、日常会話程度以上の語学力を有すること。
社 会 福 祉 (福祉コース) (心理コース)	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は平成19年3月31日までに取得する見込みの者であること。
獣 医 師	獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師に係る免許を受けた者又は平成19年3月31日までに受ける見込みの者であること。
薬 剤 師	薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の規定による薬剤師に係る免許を受けた者又は平成19年4月30日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成19年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 事務（法律・経済コース）及び事務（環境コース）

教養試験（多肢選択式・記述式）及び専門試験（多肢選択式）

イ 事務（文化芸術コース）

教養試験（多肢選択式・記述式）及び専門試験（記述式）

ウ 事務（国際コース）

教養試験（多肢選択式・記述式）及び論文審査

論文は、平成18年5月11日（木）から同年6月14日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までに鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出すること。なお、郵送又は信書便による申込みは、平成18年6月14日（水）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

エ アからウまでに掲げる職種以外のもの

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成18年6月25日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部基礎講義棟 米子市西町86

国土館大学世田谷校舎 東京都世田谷区世田谷四丁目28 - 1

7 第2次試験

(1) 試験種目

ア 事務（国際コース）

論文試験、語学力試験（会話式及び記述式）、人物試験（集団討論及び個別面接）及び適性検査

イ アに掲げる職種以外のもの

論文試験、人物試験（集団討論及び個別面接）及び適性検査

(2) 試験の期日

ア 論文試験及び適性検査

平成18年7月30日（日）

イ アに掲げる種目以外のもの

平成18年8月7日（月）から同月11日（金）まで

(3) 試験の場所

ア 論文試験及び適性検査

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

都道府県会館会議室 東京都千代田区平河町二丁目6 - 3

イ アに掲げる種目以外のもの

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成18年7月21日（金）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成18年8月29日（火）に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成19年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、5の(2)又は(3)に定める期日までにこれらに定める資格又は免許を取得し、又は受けることができない場合は、この試験に合格しても採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所及び名古屋事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は信書便により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス (<http://www.>

shinsei.pref.tottori.lg.jp) を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成18年5月11日(木)から同月29日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送又は信書便による申込みは、平成18年5月29日(月)までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成18年5月11日(木)午前0時から同月24日(水)午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成18年度及び平成19年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成18年5月2日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成18年度鳥取県警察官採用試験(大学卒業程度)

2 試験の区分、採用予定者数及び採用予定時期

試験の区分	採用予定者数	採用予定時期
警察官(男性)	10名程度	平成18年10月1日
警察官(男性)	20名程度	平成19年4月1日
警察官(女性)	2名程度	平成19年4月1日
警察官(男性) <武道>	柔道	1名程度
	剣道	1名程度

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表2級係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額201,300円のほか諸手当が支給される。

なお、給与については、現在、鳥取県知事等及び職員の給与の特例に関する条例(平成17年鳥取県条例第44号)第7条の規定による減額措置をしており、減額後の給料月額は195,261円である。

5 受験資格

受験資格がある者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができ

ない。

- (1) 昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者
 (2) 警察官(男性) < 武道 > を志望する者にあつては、(1)に加え、次に該当する者
 ア 柔道については、財団法人講道館が交付する段位3段以上を有する者
 イ 剣道については、財団法人全日本剣道連盟が交付する段位3段以上を有する者

6 第1次試験

- (1) 試験種目
 教養試験(多肢選択式)及び専門試験(多肢選択式)
 (2) 試験期日
 平成18年7月9日(日)
 (3) 試験の場所
 鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101
 鳥取県西部総合事務所講堂 米子市鞆町一丁目160

7 第2次試験

- (1) 試験種目
 論文試験、人物試験(集団討論及び個別面接)、適性検査、身体検査及び体力検査及び実技(武道受験者のみ)
 なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準	
	男 性	女 性
身 長	おおむね160センチメートル以上であること。	おおむね153センチメートル以上であること。
体 重	おおむね47キログラム以上であること。	おおむね43キログラム以上であること。
胸 囲	おおむね78センチメートル以上であること。	
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	正常であること。	
聴 力	正常であること。	
一般内科系検査	正常であること。	
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。	

- (2) 試験期日
 平成18年8月21日(月)から同月23日(水)まで
 (3) 試験場所
 鳥取県警察学校 鳥取市伏野46-5

8 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者
 平成18年7月21日(金)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ(とりネット)に掲載する。
 なお、合格者には書面で通知する。
 (2) 最終合格者
 平成18年9月6日(水)に鳥取県庁本庁舎、東部総合事務所、八頭総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット

上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（最終合格者の発表）の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成18年10月1日又は平成19年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、警察本部県民ホール、各警察署、交番及び駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

ア 所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

イ インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>）を利用して申込みをする方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア 持参、郵送又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成18年5月11日（木）から同年6月13日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成18年6月13日（火）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで

イ インターネットによる申込みの場合

平成18年5月11日（木）午前0時から同年6月8日（木）午後12時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。ただし、第2次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話（代表）0857 - 23 - 0110）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。